

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 物品事務の簡素化及びその処理の迅速化を図るため、事務手続を見直す。
- (2) 県の行政組織の見直し及び地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 物品事務手続の見直し

- ア 物品の区分のうち「郵便切手類」を「金券類」に改めるとともに、各区分に属する物品を明示する。
- イ 寄附物品の受納手続について、出納機関における受納は、本庁の知事部局と同様に知事の承認を要しないものとする。
- ウ 物品の貸付け及び返還の手続について、物品借受申込書若しくは貸付物品受入調書の作成又は保証人を要しない場合を定める。
- エ 物品の不用の決定及び処分の手続について、不用品決定・処分伺書の作成を要しない場合を定める。
- オ 出納機関における物品の高額不要品の処分手続について、知事の承認を要しない場合を定める。
- カ 譲与又は減額譲渡の手続について、物品譲与調書の作成を要しない場合及び知事の承認を要しない場合を定める。

- (2) 商工労働部産業技術センターに係る規定の削除その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 集中管理事業の対象となる用品の範囲を拡大する。
- (2) 鳥取県特別会計条例の新設に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、次に掲げるものを加える。

- ア 各総合事務所が集中管理する自動車の賃貸借に係る一括調達
- イ パーソナルコンピュータ賃貸借に係る一括調達支払事務

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- イ (1)及び(2)は、平成19年度分の予算から適用する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村交付金対象事業の追加等を行うとともに、県内市町村の意見等を踏まえ、市町村交付金申請書の提出時期の早期化等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり市町村交付金対象事業について追加等を行う。

ア 次の事業を追加する。

- (ア) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費
- (イ) 隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費
- (ウ) 農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取り組みの支援に要する経費

- イ 市町村交付金対象事業のうち、自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費について、個人が行うものに加え、特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行うものを対象に加える。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 団体等の活動に対して市町村その他の団体等が応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、県が当該団体等の構成員になっているときのみ交付金の対象としないこととする。
- (3) 市町村交付金交付申請書の提出期限を1月末日（現行 2月末日）とする。
- (4) 市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書の提出期間の始期を、市町村交付金の交付を受けた年度の1月末日（現行 2月末日）とする。
- (5) 市町村交付金対象事業実績報告書に記載する事項の一部を改める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由

児童福祉法施行令等の一部改正に伴い、障害児施設給付費の支給等に係る申請書の様式等を改める。
- 2 規則の概要
 - (1) 次の申請書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - ア 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書）
 - イ 世帯状況・収入・資産等申告書
 - ウ 障害児施設受給者証
 - エ 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書
 - (2) 規則中引用している鳥取県部等設置条例の根拠条項等を改める。
 - (3) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定療育機関指定申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ (1)ア及びイを使用して行う手続は、施行期日前においても行うことができる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、鳥取療育園における健康保険法に規定する療養の給付の対象とならない予防接種の利用について新たに規則で定める額の使用料を徴収することとされたことに伴い、当該使用料の額を定めるほか、条例により規則で定めることとされている使用料の額を見直す等所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 規則で定めることとされている入所等についての皆成学園の利用に係る使用料の額を次のとおり引き下げる。

項目		単位	使用料の額	
			現行	改正後
おむつ	大人用	小サイズ1枚	120円	90円
		中サイズ1枚	140円	100円

- (2) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センター及び鳥取療育園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 総合療育センターに係る使用料（引き上げ）

項目	単位	使用料の額	
		現行	改正後
(ア) インフルエンザ	1回	1,540円	3,730円
(イ) 二種混合	1回	2,560円	4,690円
(ウ) 三種混合	1回	1,930円	4,060円
(エ) おたふく風邪	1回	3,300円	5,430円
(オ) 水痘	1回	5,500円	7,630円
(カ) 麻疹	1回	2,980円	5,110円
(キ) 風疹	1回	3,090円	5,220円

イ 鳥取療育園に係る使用料（新設）

項目	単位	使用料の額
インフルエンザ	1回	3,730円

- (3) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 食事の提供に係る減額の対象を市町村民税所得割額が10万円未満（現行 2万円未満）の世帯とする。

イ 総合療育センターに係る使用料

(ア) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

項目		単位	使用料の額
a	おむつ	大人用 特小サイズ	70円
b	衛生器具	吸引カテーテル	12フレンチサイズ 30円
			14フレンチサイズ 30円
	ネラトンカテーテル	10フレンチサイズ 40円	
		12フレンチサイズ 40円	

(イ) 次のとおり使用料の額を改める。

項目	単位	使用料の額	
		現行	改正後
a	薬剤容器	投薬瓶 100ミリリットル	30円 40円
		軟膏容器 20グラム	30円 20円
b	おむつ	大人用	小サイズ1枚 120円
			中サイズ1枚 140円
c	衛生器具	吸引カテーテル	8フレンチサイズ 40円
			10フレンチサイズ 40円
		ネラトンカテーテル	8フレンチサイズ 1,740円
d	歯ブラシ	ナイロン毛	1本 180円
			P B T毛（大人用） 1本
			P B T毛（子供用） 1本

(ウ) 次の使用料を廃止する。

項目	単位	使用料の額
衛生器具	栄養カテーテル	6フレンチサイズ 150円

- (4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。